

競技用具等購入支援事業補助金交付要領

(総則)

第1条 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（以下「本会」という。）は、競技力向上を目指して県内で活動する選手・団体（以下「選手等」という。）の競技用具等（以下「備品」という。）の購入を支援するものとし、その交付に関してはパラアスリート育成支援事業（以下「アスリート育成」という。）補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 備品の購入に際し、補助対象となる経費は別表のとおりとする。

(備品購入申請)

第3条 備品の購入を希望する選手等は、アスリート育成補助金交付要綱申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）と併せて、備品購入申請書（別紙1）及び購入しようとする備品の見積書2者以上を添付し、本会会長（以下「会長」という。）宛に提出するものとする。

(備品購入の決定)

第4条 申請のあった備品の購入に対する補助の可否及び補助率については、審査会で審議し、決定する。

(購入した備品の使用及び管理)

第5条 購入した備品は本事業の目的にのみ使用し、選手等の責任により厳重に管理するものとする。

2 本事業により購入した備品は、本会の許可なく目的外で使用、他者への貸し付け、譲渡、交換、又は廃棄をしてはならない。ただし、耐用年数を超えた備品については、本会の許可を得たうえで処分することができる。

3 耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める耐用年数に相当する期間とする。

(使用状況の報告)

第6条 備品の使用状況及び保管状況について（※耐用年数に相当する期間中に限り）毎年度3月31日までに備品に関する管理報告書（別紙2）により会長宛に報告しなければならない。

(その他)

第7条 アスリート育成補助金交付要綱及びこの要領に定める以外の事項について疑義が生じた場合は、その都度協議する。

附 則

この要領は、平成27年度の予算に係る事業から適用する。

附 則

この要領は、平成28年度の予算に係る事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度の予算に係る事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度の予算に係る事業から適用する。

別表（第2条関係）

科 目	対 象 科 目 の 使 途	経費の額
備品購入費	・ 競技に必要な備品	実費分
役 務 費	・ 備品の納品に係る運搬経費 ・ 振込手数料	実費分
公 認 料	・ 備品の公認（登録）費 ※購入する際、用具の安全性、競技の公平性を目的とした競技団体等の公認（登録）に要する費用	実費分